平成２９年（フ）第９１号
長野県松本市大字島立755番地２
破産者　遠藤　悠介（旧姓小池）
１　決定年月日　平成29年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第５号
大阪府泉佐野市日根野3280番地の５、事業所所在地大阪府阪南市桃の木台２丁目３番８号
破産者　ヒルマ製作所こと　昼馬　正裕
１　決定年月日　平成29年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２９号
大阪府泉佐野市南中安松693番地の２―104
破産者　辰己　　孝
１　決定年月日　平成29年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１３３号
大阪府岸和田市葛城町1245番地の14
破産者　津門　慶太
１　決定年月日　平成29年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２４２号
大阪府岸和田市吉井町１丁目12番11号シャトーアビーナ105号、前住所大阪府泉大津市北豊中町３丁目７番21号
破産者　宇都宮仁志
１　決定年月日　平成29年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第７９号
徳島県徳島市富田橋５丁目29番地の２　セリオン富田橋101号、旧住所徳島県徳島市富田橋８丁目９番地の１
破産者　池本　道弘
１　決定年月日　平成29年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６５号
福岡県嘉麻市上山田1683番地78　山田北西川団地285号
破産者　谷口千鶴子
１　決定年月日　平成29年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第６８号
福岡県久留米市合川町2074番地４　ウエラインアパート北棟103号、前住所福岡県久留米市東和町４番地５　プルミエ東和町103号
破産者　千倉れい子
１　決定年月日　平成29年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第９５１号
札幌市東区伏古１条５丁目５番30号
破産者　藤井　　誠
１　決定年月日　平成29年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７６４号
札幌市清田区平岡７条１丁目３番３―102号
破産者　菅井　　泉
１　決定年月日　平成29年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９７８号
札幌市東区北33条東16丁目１番４号
破産者　宮越　正二
１　決定年月日　平成29年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０１１号
札幌市北区北28条西５丁目２番５―302号
破産者　中村　洋一
１　決定年月日　平成29年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４２７号
仙台市青葉区木町通２丁目５番38号　シャーメゾンＮ・Ⅲ―105
破産者　高橋　一樹
１　決定年月日　平成29年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３０号
茨城県下妻市半谷527番地３　エルハイム103号棟
破産者　落合　　正
１　決定年月日　平成29年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第３１号
茨城県下妻市半谷527番地３　エルハイム202号室
破産者　落合　主枝
１　決定年月日　平成29年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第６５号
茨城県坂東市山1527番地８
破産者　中山　雄太
１　決定年月日　平成29年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第９４号
茨城県結城市大字上山川2079番地１
破産者　藤平　俊明
１　決定年月日　平成29年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第３６７号
さいたま市南区別所６丁目18番５―106号
破産者　植木　保裕
１　決定年月日　平成29年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６１１号
埼玉県志木市本町１丁目６番10―102号
破産者　百瀬　　博
１　決定年月日　平成29年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係